

申 入 書

市民生活に多大なる影響を及ぼす政策、計画、施策及び事業等の推進にあたっては、青森市議会基本条例第 11 条の規定に則り、市長は、議会に対し適時かつ適切に説明を尽くし、必要な資料を提供することが厳に求められている。

これは、議会が十分な情報に基づき精緻な審議及び判断を行い、市民の厳粛な負託を受けた議決機関としての責務を全うするための不可欠な前提条件である。

しかしながら、議会会期中に審議された補正予算案に包含されていた企業版ふるさと納税に係る寄附受領について、当初議会に提示された前提条件に大幅な変更が生じ、当該議案の履行自体が困難となる可能性を執行部側が把握していたにもかかわらず、採決に至るまで議会への報告や特段の説明は一切なされなかった。その結果、議会は重要な事実関係を了知せぬまま採決に臨むこととなり、議決機関としての適切な審議及び判断の機会を著しく阻害された。

さらに、先般の本市における除排雪体制の見直しに際しても、昨冬来、議会における質疑において最も多大なる時間を費やし、本市除排雪体制の根幹をなす肝要な部分であったにもかかわらず、議会への事前説明を一切欠いたまま報道機関への公表が先行した。かかる対応は、議会が適時に情報を共有し、必要な議論を尽くす機会を不当に損なうものであり、二代表制における議会と執行部との信頼関係を根底から揺るがす事態と言わざるを得ない。

これら一連の対応は、議会に対する情報提供及び説明責任のあり方として極めて不適切であり、議会軽視との誹りを免れないものである。

よって、青森市議会は執行部に対し、議会への情報提供及び説明責任の峻厳なる徹底、並びに再発防止に向けた万全の措置を講じるよう、ここに強く申し入れる。

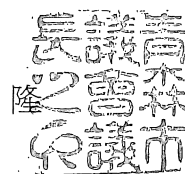
記

- 1 市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策及び事業等について、その進捗はもとより、事態の変更、その他情報共有を要する事象が生じた場合は、議会に対し適時かつ十分な説明及び資料提供を行うこと。特に、議会会期中に審議・議決に影響を及ぼす重大な事由が生じた際には、速やかにこれを報告すること。
- 2 今般の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向け、議会に対する適時適切な情報提供及び厳格な説明責任の履行を担保する実効的な仕組みを早急に構築すること。

令和 8 年 7 月 28 日

青森市長 西 秀 記 様

青森市議会議長 奈良岡



令和 8 年 8 月 21 日制定

議会への報告を要する事案に関する取扱要領

1 目的

この要領は、市政運営上、議会への報告を要する事案について、庁内における判断基準並びに報告の時期及び方法を明確にし、事案の内容及び緊急性に応じて議会に適時かつ適切に報告することにより、議会との情報共有を図るとともに、議会への説明責任を果たすことを目的とする。

2 基本的な考え方

議会への報告は、市政運営に関する政策、計画、制度、事業その他の事案について、議会との情報共有を図るとともに、議会への説明責任を果たすために行うものとする。

報告に当たっては、事案の内容、重要性、影響範囲、これまでの議会への説明経過、対外的な公表の予定その他の事情を踏まえ、適切な時期及び方法を選択するものとする。

議会への報告を要する事案について、早期に情報を共有する必要がある場合は、内容が確定していない段階であっても、その時点で判明している内容を第一報として速やかに報告し、その後の状況の進展に応じて必要な続報を行うものとする。

3 議会への報告を要する事案

議会への報告を要する事案は、通常の報告を要する事案と、通常の報告の機会を待たずに**早期の報告を要する事案**に区分する。

(1) 通常の報告を要する事案

各部局及び各機関は、次のいずれかに該当する事案について、事案の内容、重要性、影響範囲、これまでの議会への説明経過、対外的な公表の予定その他の事情を踏まえ、議会への報告の要否を判断し、報告が必要と認める場合は、適切な時期及び方法により報告するものとする。

ア 市の政策、計画、方針等の策定、改定又は廃止に関するもの

イ 条例、規則、要綱、基準、マニュアルその他の制度若しくは事務取扱の制定、改正若しくは廃止又は組織若しくは執行体制の見直しに関するもの

ウ 主要事業、新規事業又は重点事業の実施、変更又は廃止に関するもの

エ 事業又は施策の概要、実施予定、実施状況、進捗状況、対応状況、実施結果、調査結果、評価結果等に関するもの

オ 市民生活、地域経済、福祉、教育、子育て、環境、防災等に直接影響を及ぼす制度、事業、サービス又は公共施設の運営に関するもの

カ イベント、式典、記念事業、講座、体験会その他の催事の開催又はこれらに係る募集に関するもの

キ 国、県、他自治体、民間事業者、関係団体等との連携、協定、要望、共同事業その他の取組に関するもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、報道発表、市ホームページへの掲載その他対外的な公表を予定しているもののうち、議会に対して事前又は同時に情報提供することが適当と認められるもの

(2) 早期の報告を要する事案

早期の報告を要する事案は、次のいずれかに該当する事案のうち、事案の内容、影響範囲、緊急性その他の事情に照らし、通常の報告の機会を待たずに議会へ報告する必要があると認められるものとする。

- ア 議会に提出した議案、予算案、資料等又は議会における説明の内容に誤りが判明したもの
- イ アに掲げるものの前提となる事実、金額、法令等の解釈、関係者の意向等に変更が生じたもの又は変更が生じる可能性があるもの
- ウ 法令、条例、規則、要綱又は国若しくは県の制度の解釈に誤りが判明し、事務処理、市民サービスその他市政運営に影響を及ぼすもの
- エ 市民サービスの停止、縮小、延期若しくは内容変更が生じ、市民生活に大きな影響を及ぼすもの又は緊急に周知する必要があるもの
- オ 不適正な事務処理、事故、不祥事、災害、施設等の損壊、個人情報への漏えい、市民の生命若しくは身体への被害、損害、紛争、訴訟等が発生し、その内容又は影響に照らして議会への説明が必要と認められるもの
- カ 報道機関から取材を受けている場合又は報道される可能性が高い場合であって、報道に先立ち議会との情報共有が必要と認められるもの
- キ アからカまでに掲げるもののほか、事案の内容、影響範囲、これまでの議会への説明経過その他の事情に照らし、通常の報告の機会を待たずに議会へ報告する必要があると認められるもの

4 報告の時期

議会への報告は、事案の内容、重要性、影響範囲、緊急性、これまでの議会への説明経過、対外的な公表の予定その他の事情を踏まえ、次の区分により行うものとする。

(1) 通常報告

通常報告を要する事案については、事案の内容、報告の目的、対外的な公表の予定等を踏まえ、適切な時期に報告するものとする。

所管する常任委員会、常任委員協議会又は特別委員会（以下「常任委員会等」という。）において報告する事案について、事案を把握した時期その他の事情により、次回の常任委員会等の開催を待たずに報告する必要があると認められる場合は、他の適切な機会に報告するものとする。

(2) 第一報

早期の報告を要する事案については、事案の全容が確定していない場合であっても、その時点で判明している内容を第一報として報告するものとする。

第一報においては、次に掲げる事項について、可能な範囲で整理するものとする。

- ア 事案の概要
- イ 事案を把握した時期及び経緯
- ウ 現時点で確認されている事実
- エ 議案、予算、事業、市民生活等への影響又はその可能性
- オ 今後確認すべき事項及び対応予定

(3) 続報

第一報を行った事案について、事実関係、関係者の意向、影響の範囲又は額、対応方針その他報告した内容に進展又は変更があった場合は、必要に応じて続報を行うものとする。

(4) 最終報告

第一報又は続報を行った事案について、事案の原因、影響、対応結果、再発防止策等が整理され、改めて議会と情報を共有する必要があると認められる場合は、最終報告を行うものとする。

5 報告の方法

議会への報告は、事案の内容、重要性、緊急性、影響範囲、これまでの議会への説明経過等を踏まえ、次に掲げる方法のうち、一又は複数の方法により行うものとする。

- ア 議長及び副議長への報告
- イ 各派代表者会議への報告
- ウ 議会運営委員会への報告
- エ 所管する常任委員会等への報告
- オ 全議員へのタブレット配信
- カ その他必要と認められる方法

通常の報告を要する事案については、所管部局及び機関が事案の内容及び報告の目的等に応じて、適切な報告方法を選択するものとする。

通常、所管する常任委員会等において報告する事案について、次回開催まで報告を待つことが適当でないと認められる場合は、議長及び副議長への報告、所管する常任委員会等の委員への説明、全議員へのタブレット配信その他適切な方法により報告するものとする。

6 早期の報告を要する事案の庁内手順

所管部局及び機関は、3（2）に該当する可能性のある事案を把握した場合は、速やかに市長へ報告した後、総務部総務課と協議の上、議会への報告の要否、時期、方法及び内容を整理するものとする。